

浦添市行財政集中改革プラン（継続取組分）

平成 22 年 5 月

浦 添 市

目 次

はじめに	- 2 -
. これまでの行政改革の取組	- 3 -
. 行政改革の必要性	- 4 -
1 . 本市(地方行政)を取り巻く情勢	- 4 -
2 . 本市の人口構成	- 4 -
3 . 本市の財政状況	- 5 -
. 今後の行政改革の取組方針	- 8 -
1 . 民間委託(民営化含む)等の推進	- 8 -
2 . 受益者負担の見直し	- 8 -
3 . 補助金・負担金の見直し	- 8 -
. 行政改革の推進体制	- 9 -
1 . 全庁体制での実施と進行管理	- 9 -
2 . 市民意見の反映	- 9 -
. 実施期間	- 9 -
. 行財政改革の具体的施策	- 9 -
1 . 行財政集中改革プラン(継続取組分)《具体的施策》一覧表	-10-

はじめに

国においては、平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成 17 年 3 月 29 日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「新地方行革指針」）を策定しました。

この指針に基づき、国は、全国の各地方公共団体に対し、これを参考に、より積極的な行政改革の推進に努めるよう、通知（地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づく助言）を行ってきました。

この通知の内容は、「平成 17 年度を起点として平成 21 年度までを計画期間とした集中改革プランを策定し、平成 17 年度中に公表すること。」というもので、そのことにより、全国一斉に、行財政集中改革プランが作成されました。

そして、この新地方行革指針策定後、いわゆる「行政改革推進法」¹及び「公共サービス改革法」²が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法（官民競争入札等）も制度化されました。

このため、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「基本方針 2006」³を受け、国は前述の新地方行革指針に加え、「行政改革の更なる推進のための指針」⁴を示し、これも参考として、各地方公共団体においては一層の行政改革の推進に努めるよう、全国地方自治体に更なる行財政改革を求めてきました。

本市においても、平成 17～21 年度を実施期間とする「浦添市行財政集中改革プラン」を策定し、それに基づいて、これまで様々な行財政改革に取り組んできました。

この全国一斉に策定した「集中改革プラン」は、この 3 月末に実施年度を終えたものの、国は今以て、次なる指針を示しておりません。国自身が政権交代も相まって、行革大綱の策定に着手したところであるからであります。

とはいえ、本市の財政事情は依然として厳しく、行政改革は不断に取り組む課題であり、些かも改革の手綱を緩めることはできません。

しかし、本市においては第 3 次行政改革大綱以降、大綱は策定されておらず、国、県の動向を見ての大綱策定には時間を要するものと思料され、しかも、本市の第 4 次総合計画も策定中にあります。

そこで、今後も、これまで以上の市民サービスを図っていくためには、弛まず行財政改革を押し進めなければなりません。そのためには、これまでの「浦添市行財政集中改革プラン」において、取り組みの進まなかった項目、或いは、進んだ項目においても更なる改革の取り組みはないかを見直しすることにより、「浦添市行財政集中改革プラン（継続取組分）」を策定し、行財政改革の拠所、市民と共有できる計画を策定する必要があります。

¹ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）

² 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）

³ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

⁴ 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（総行整第 24 号平成 18 年 8 月 31 日）

・これまでの行政改革の取組

本市においては、昭和 60 年に第 1 次、平成 8 年に第 2 次、平成 15 年に第 3 次と、「浦添市行政改革大綱」をそれぞれ策定するとともに、平成 18 年 5 月には前述の「浦添市行財政集中改革プラン」(前プラン：実施期間平成 17～21 年度)を策定して、その時々の大綱、改革プランの下、様々な分野の行政改革を進めてきました。

特に、前プラン(浦添市行財政集中改革プラン)の主な取組結果について、平成 20 年度までの実績でみると、

自主財源確保という観点(歳入増目標)からの市税徴収率向上の取組においては、目標数値の 90.6%を、実績においては 94.4%(H20 年度)と、額(H16 年度基準)に換算して、単年度効果額で約 6 億 2 千万円、平成 20 年度までの累計効果額で、約 15 億 2 千万円と、既に、計画年(平成 21)度までの目標総額(約 4 億 2 千万円)を大幅に上回る歳入確保の成果をあげてきました。

また、学校を始めとして公共施設等における職員駐車の有料化も推し進めてきたことで、結果、平成 20 年度後半からの一部実施で、約 840 万円の歳入ではあったものの、新たな財源の確保となり、次年度以降の歳入増に繋がる成果をあげてきました。

一方、より一層の市民サービスの向上と、行政コストの縮減から、てだこホール(市民会館)など、118 施設(公園 103 箇所含む)に指定管理者制度を導入したのを始め、市営住宅に管理代行、学校給食調理場の調理業務などに民間委託を実施して、大きな成果を出してきました。

職員定数の削減取組については、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 863 人から平成 22 年 4 月 1 日までには 808 人と、55 人(6.4%)を純減とするものでありましたが、平成 21 年 4 月 1 日現在の職員数は 809 人で、54 人の純減を行って、組織のスリム化を図ってきました。人事・給与制度の取組においては、人事評価制度を導入してきたほか、職務と責任に応じた給与制度の見直しや、管理職手当、特殊勤務手当、通勤手当、日直手当の見直しを行ってきました。

負担金・補助金については、各種団体へのいわゆる市単独の補助金、負担金を中心に、平成 17、18 年度の 2 箇年間でそれぞれ原則 10%、合計 20%の経費縮減に努めてきたほか、税外収入では、プール等の学校体育施設や野球場等の社会体育施設使用料を受益者負担の原則を踏まえ、見直しを行い、また、市有財産の管理の適正化から未利用財産の売却を実施して財政の健全化に取り組んできました。

外郭団体の見直しでは、経営状況が厳しい公共施設管理公社については、平成 18 年度に法的整理(解散)を行うとともに、派遣職員 5 人の引き上げを行いました。

このように、本市においては、昭和 60 年度以来数次にわたり市民サービスの維持・向上のため行財政改革に取り組んできました。

・行政改革の必要性

1. 本市(地方行政)を取り巻く情勢

国は、平成7年に「地方分権推進法」を制定し、平成12年4月には「地方分権一括法」を施行して、その推進策としての三位一体の改革(平成16～18年度)という、いわゆる第一期の地方分権改革を進めてきました。

しかし、この改革は「……国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。」⁵として、平成18年12月に、本来の地方分権を進めるための「地方分権改革推進法」が新たに制定され、第二期の地方分権改革がスタートしました。

この法律は平成21年度末までの時限立法で、国は、昨年末に、「地方分権推進計画」を定め、今後、「新地方分権一括法(地域主権推進一括法)」や、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)を行う手はずとしております。

これが進むと、地方への大幅な権限委譲が進められることとなり、これまでの基礎自治体(地方行財政制度)のあり方が問われることとなります。

いずれにしても、このような地方分権という新たな時代における様々な変化による課題や行政需要に対する的確に対応するためには、更なる行政改革が必要であります。

2. 本市の人口構成

次頁のグラフ - 1 は、市に昇格した昭和45年から平成20年までの、凡そ、10年毎の12月末現在(ただし、昭和45、55年は国勢調査基準日の10月1日現在)の本市の人口構成であります。

グラフ - 1 が示すように、平成20年には、昭和45年の約4万人から11万人と、約2.6倍の人口の伸びで、現在も微増ではあるものの、増加は止まる様相は見せておりません。

しかし、本市においても、グラフが如実に示すように、少子高齢化は現実的なものとなってきています。

その社会構成員で65歳以上(老人)の人が占める割合が14%だと、高齢社会⁶といわれていますが、グラフが示すように、平成20年における高齢人口比率は、13.6%となっており、本市も最早、高齢社会と言わざるを得ません。

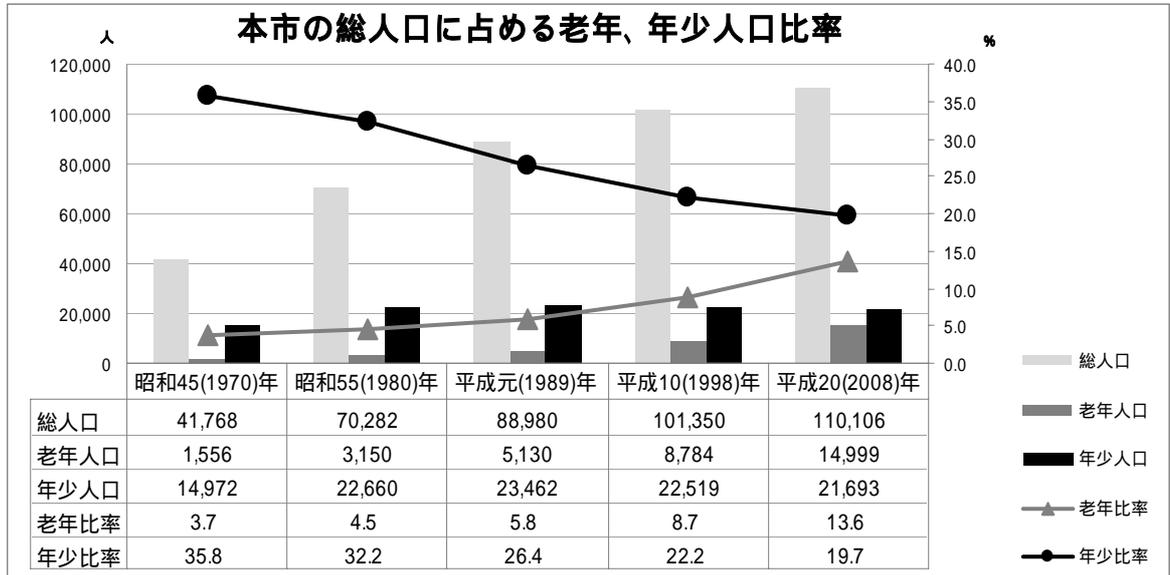
高齢化が進むと、現行の社会保障制度は、世代間扶養の仕組みで成り立っていることから、現役世代の社会保障負担が増大するとともに、老人医療、年金問題、老人施設など、

⁵ 地方分権の推進に関する意見書-地方六団体(平成18年6月7日)

⁶ 1956年の国際連合の報告書において、当時の欧米先進国の水準を基に、総人口に占める高齢人口(65歳以上)の比率が7パーセント以上を「高齢化した(aged)」人口と呼んだことに由来すると言われている。また、総人口に占める人口(65歳以上)の比率が14パーセント以上だと「高齢社会」と呼び、同じく21パーセントを超えると「超高齢社会」と呼ぶと言われている。

社会、経済、政治などの全般にわたって、特に、財政に大きな影響を及ぼすことが考えられています。

グラフ-1



3. 本市の財政状況

「官から民へ」「国から地方へ」の考えのもと、第1期における地方分権を実現するため、国は構造改革の目玉として、平成16年度を初年度とし、平成18年度までの3年間を実施期間とする、先述の三位一体改革を進めてきました。

この三位一体の改革とは、

- (1) 国庫補助金負担金の見直し
- (2) 税源の移譲(所得税 個人住民税)
- (3) 地方交付税(交付税及び臨時財政対策債)の見直し

を同時並行的に進め、国と地方の財政関係を分権的に改めるとするものでありましたが、この3年間に、国庫補助金負担金で4.7兆円が見直され、地方交付税で5.1兆円が削減されたものの、税源移譲はわずか約3兆円に過ぎず⁷、地方分権というよりも国の財政再建に軸足が置かれ、結果、本市の財政もこの三位一体改革で相当な影響を受け、それ以降、逼迫した財政状況からなかなか抜け出せない状況にあります。

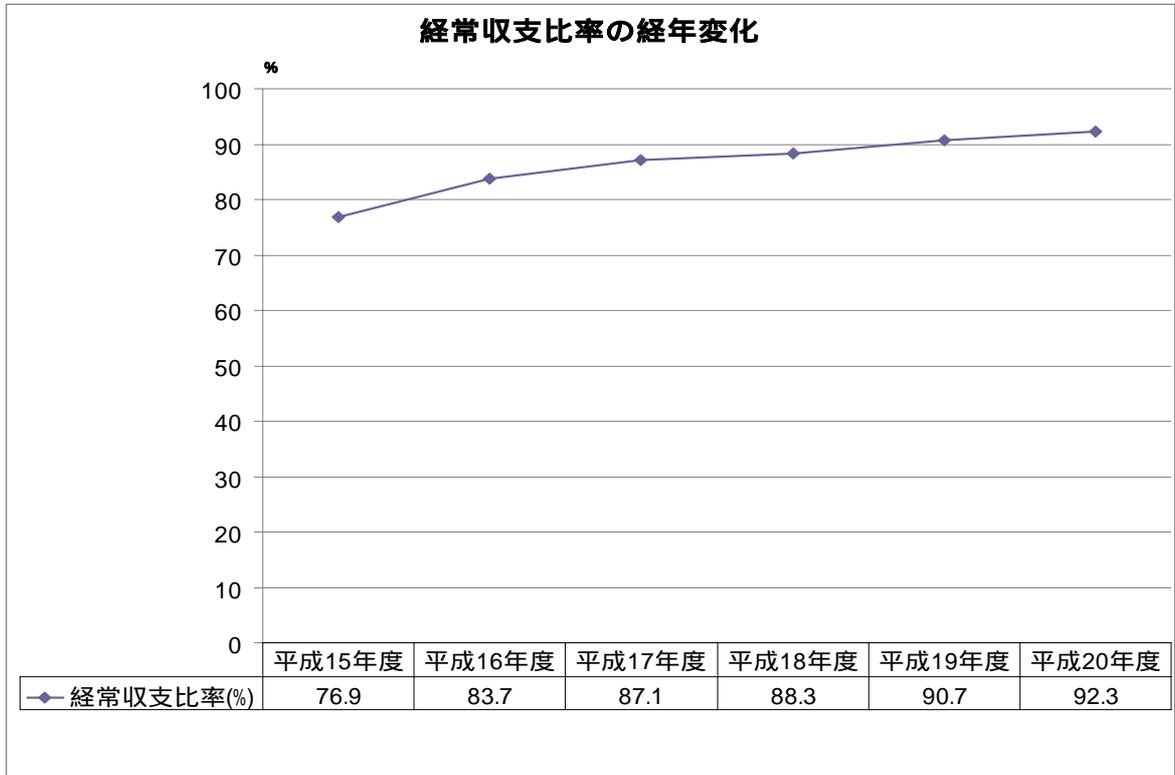
次のグラフ-2は、経常収支比率について表したものであります。この経常収支比率とは、言わば、一般家庭におけるエンゲル係数みたいなもので、係数(比率)が高ければ高いほど食費以外の嗜好品にお金を掛けられない、地方公共団体でいえば、社会資本形成に向けられる投資的経費にお金を掛けられないという、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されています。

経常収支比率は次の式で求められます。

⁷ 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/060207_f.pdf)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{(\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100$$

グラフ-2



グラフが示すように、三位一体の改革が始まる前年度の平成15年度には比率が76.9%であったのが、三位一体改革後の平成16年度以降、比率は毎年高くなり、平成19年度には90%を超え、平成20年度には92.3%にまで達しています。

因みに、従来、総務省の指導としては、都道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされておりました。

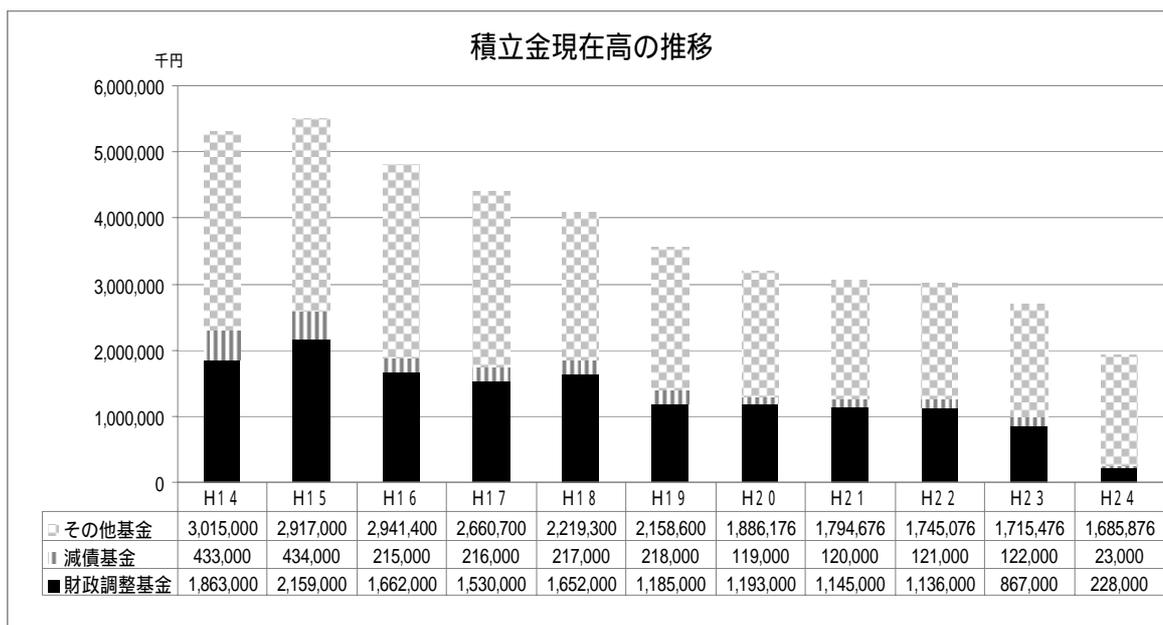
上式の分母における経常一般財源等とは、地方税、普通地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金などの税交付金であり、三位一体改革における国の地方交付税(交付税及び臨時財政対策債)削減は、本市の財政を益々硬直化させる形となっています。

また、基金について見てみると、次頁のグラフ-3は、財政課において平成21年度の補正2号(H21.9)までの実績を反映して策定した「浦添市財政の収支見通し」であります。

グラフが示すように、三位一体改革前年度の平成15年度をピークに、右肩下がりでの積立金が減ってきている状況がよく分かります。

特に注目すべきは、財政調整基金であります。これは、年度間の財源の不均衡を調整するために設けられている基金であります。毎年取り崩してはいますが、ここ3、4年間は財源不足が厳しく、毎年約6～8億を取り崩して、当初予算を編成しているのが実情であります。

グラフ-3



三位一体の改革が始まる前年度の平成15年度には、財政調整基金の現在高は21億5,900万円でありました。平成21年度には11億4,500万円と、約半分となり、平成24年度では、2億2,800万円しか積立金は残らない見通しとなっております。

ところが、平成21年度の最終補正第5号(H22.3)後の現在高は8億9,800万円、平成22年度の当初予算編成後(H22.3)においては、6億900万円と、この収支見通しを策定した平成21年度の補正2号(H21.9)の時点から、既に、約2億5,000～5億4,000万円の差額(減)が生じております。そのまま、平成24年度までスライドすると、平成24年度では財政調整基金は完全に底を突く形となります。

一方、国保特会においては、先述したように、高齢化が進んできたことにより、平成20年度に初の翌年度歳入繰上充用⁸を行っております。この制度は地方公共団体のみに認められている制度で、非常手段であり「濫用すべきではない」とされているものの、平成21年度も同様な手段を講じなければならない状況であり、恒常化が懸念されます。

また、財政健全化法⁹が昨年の平成21年4月から本格実施され、国保の赤字もカウントされる連結赤字比率に今後は注視しなければなりません。国保の赤字が引き金になり、「財政健全化団体」や「財政再建団体」に陥る危険性もあるからであります。

このように、本市の財政状況は非常に厳しく、今後も、これまで以上の市民サービスを図っていくためには、行財政改革は不断に取り組むべき課題となっております。

⁸繰上充用とは、会計年度経過後に形式収支(歳入総額-歳出総額)が赤字となる場合に、翌年度の歳入を繰り上げて歳入不足に充てること。会計年度独立の原則の例外の非常手段であり、繰上充用は、会計年度経過後の4月1日から出納閉鎖期の5月31日までの間に行わなければならない。

⁹正式名称は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、平成19年6月に公布され、平成20年4月から一部施行、平成21年4月から本格施行されています。

・今後の行政改革の取組方針

以上のような状況を踏まえ、本プランでは、行財政改革の具体的施策の推進に当って、次のような取組方針に沿って、改革を進めます。

1. 民間委託(民営化含む)等の推進

前プラン(浦添市行財政集中改革プラン)においても、民間委託は、財政健全化と市民サ - ビスの向上を図る効果的な手段として取組方針に掲げ、これまでも施設管理や、多くの事務事業について積極的に推進してきました。

本プランにおいても、民間委託については、より一層市民サ - ビスの向上と行政コストの縮減が期待されることから、下記民間委託基準を踏まえ、より一層その拡大を図っていきます。特に、保育所の民間委託(民営化含む)については、積極的に取り組んでいきます。

また、これまで民間委託された事務事業においても、特に、指定管理者制度を導入した施設については、管理運営の状況、実績などを適切に評価するための評価基準を作成し、施設の管理運営に的確に反映させていくことを目的に、作成した評価基準に基づき事業評価を実施し、より効率的で効果的なものへと転換を図ります。

〔民間委託基準〕

- 民間委託によりサ - ビスが低下しないこと。
- 民間委託により経済効果が増すこと。
- 民間委託により事務効率が増すこと。
- 委託業務に対する指導、監督権が保持できること。
- 個人情報等守秘義務が守られること。

2. 受益者負担の見直し

税以外の自主財源確保の取組は必要であることから、各施設の使用料、各種証明手数料などの公共料金について、受益者負担の原則に基づき適切な負担となっているか、物価上昇、行政サービスコスト(経費に比べ負担の低額なもの)等、他自治体の同種サービスとの均衡も考慮して見直しを行います。

3. 補助金・負担金の見直し

前プランにおいても取組項目に掲げ、削減を実施してきましたが、その後の補助団体の活動状況や決算状況を踏まえて行政効果を精査し、廃止・縮小も視野に入れるとともに、時代に即した適正化を図ります。

・行政改革の推進体制

1．全庁体制での実施と進行管理

行政改革は、市長を本部長とする「浦添市行政改革推進本部」を中心に、職員一人一人が問題意識を持って業務に取り組めるよう職員提案制度もより有効に活用し、全庁的に行財政改革を積極的に推進します。

また、行財政改革推進項目を着実に実施していくため、年次的進捗状況の把握(フォローアップ)等、進行管理に努めます。

2．市民意見の反映

行財政改革の進捗状況については、市民の代表からなる「浦添市行政改革推進委員会」に報告を行うとともに、委員からの幅広い意見を受けながら推進していきます。

また、市民の意見はもとより、行財政改革の推進状況については、定期的に広報紙うらそえやホームページ等で広く市民に公表し、市民の理解と協力を得ながら、市民参加型の行財政改革を推進していきます。

・実施期間

本プランの実施期間は平成 22 年度から 24 年度の 3 年間とします。

なお、当該期間中には第四次浦添市総合計画の策定、国においては、新地方分権一括法(地域主権推進一括法)の施行や地方政府基本法(地方自治法の抜本見直し)の制定、県においては、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた新たな計画等の策定などが予定されていることから、本プランの実施と並行して「第四次浦添市行政改革大綱」の策定作業にも着手し、上記の状況の変化に応じて本プランの見直しも行いながら、同大綱への統合を図っていくこととします。

・行財政改革の具体的施策

具体的施策(取組項目)の一覧については、次頁の表に示すとおりです。行政改革取組方針に基づいて項目毎に取り組み内容を示したもので、これらに沿って行財政改革を進めていきます。

行財政集中改革プラン(継続取組分) (具体的施策) 一覧表

* 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1. 平成22年度～平成24年度までの3年間における再編・整理等の目標

:実施 :検討 :継続

事務事業	平成22～24年度の3年間における目標			検討・実施の具体的な取組内容	所管課
	目標	H22	H23		
1 市税徴収率の向上	徴収率 95.0%			年次的な徴収計画に基づいた徴収強化 93.1%(21年度当初予算) 95.0%	市民税課・資産税課・納税課
2 公の施設の使用料等の見直し	見直し			受益者負担の原則を踏まえ定期的に見直し	財政課 各担当所管課
3 事務取扱手数料の見直し	見直し			受益者負担の原則を踏まえ定期的に見直し	財政課 各担当所管課
4 駐車場の有料化	収入の確保			・運動公園、カルチャーパークの駐車場の有料化	総務課・ 美らまち推進課・ (教)総務課
5 未利用財産の売り払い等	見直し			未利用財産の有効活用や処分等財産管理の適正化	総務課・ 各担当所管課
6 ホームページ上での広告	広告料収入確保			・ホームページ上での広告(パナー)掲載について調査検討・実施	国際交流課・ 各担当所管課
7 公有財産への広告	収入確保			公共施設等へ広告	総務課
8 市議会議員の定数見直し	定数の削減			議会運営の適正化を踏まえ議員定数(類似団体並)の削減	議会事務局
9 行政組織の見直し	組織の統廃合			地方分権化の進展を見守りながら簡素にして効率的な執行体制を確保するため機構改革の実施	行政改革推進室・ (水)総務課
10 指定管理者制度等導入後の管理運営の的確化	経費の適正化			管理運営の状況、実績などを適切に評価するための評価基準を作成し、施設の管理運営に的確に反映させていくこと目的として、作成した評価基準に基づき事業評価を実施する。(リサイクルプラザ研修事業の委託を含む)	行政改革推進室、児童家庭課、福祉課、美らまち推進課、文化課、社会体育課、建築課、環境保全課
11 保育所の民営化	保育所の民営化			保育所の民営化の検討・実施 牧港保育所の民営化はH19年度実施済み	保育課
12 負担金・補助金の見直し	見直し			各種補助団体の実績をより一層精査して補助金のあり方を見直す。	財政課・ 各担当所管課
13 外部意見を取り入れる仕組み	拡充			・ホームページでの意見聴取充実 ・市民行政懇談会の充実 ・民間委員を交えた諮問機関設置の拡大 ・パブリックコメント制度の確立	国際交流課・ 行政改革推進室・ 各担当所管課
14 事務事業見直し	見直し			全庁的な事務事業総点検実施	全課・ 行政改革推進室

2. 事務事業の再編・整理等を行う際の基準・手段

限られた資源を有効に活用し、市民ニーズに的確に対応できるよう重点事業を中心に次の検討基準を作成し見直しを図る。

- 所期の目的は達成されているか
- 市民と行政の役割分担はどうか、又、行政の関与の必要性はどうか
- 費用対効果、必要性、事業効果はどうか
- 使用料、手数料は適正か
- 市民間の公平性はどうか
- 緊急を要する事業か、又、実施可能か
- ある程度、検討に期間を要する事業か
- 社会経済情勢に合っている事業か
- 民間活用、委託のほうが経費節減できる事業はないか
- 市の個性、特色が活かされる事業か
- 手続きが簡素化、効率化できないか
- イベント等、市民の目線からみて必要な事業か、又、主体的に参加できるものか
- 統合を図れる事業はないか
- 個人を対象とした現金給付等の扶助費や奨励金は妥当か